

南魚沼市告示第223号

下記の納税義務者は、住所、居所が不明等のため市税に関する書類が送達できないので、ここに告示する。

令和8年9月14日

南魚沼市長 林 茂 男

下記の書類は、南魚沼市役所税務課に保管してありますので、受領してください。
なお、地方税法第20条の2第3項の規定により、この告示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

記

送達を受けるべき者	送達すべき書類を特定するために必要な情報
氏名	根拠法令
HOANG THI VAN ANH	地方税法

以上